

滋賀県医学生修学資金貸与要綱細則

平成 28 年 4 月 1 日制定
平成 31 年 4 月 1 日一部改正

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、滋賀県医学生修学資金貸与要綱（以下「要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、滋賀県医学生修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第 2 条 修学資金の貸与を受けようとする者は、滋賀県医学生修学資金貸与申請書（別記様式第 1 号）に次の各号に掲げる添付書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第 2 号）
- (2) 在学する大学の学長または学部長の推薦書（別記様式第 3 号）
- (3) 履歴書（別記様式第 4 号）
- (4) 口座振込依頼書（別記様式第 5 号）
- (5) 住民票記載事項証明書
- (6) 次条第 1 項に規定する連帯保証人の住民票記載事項証明書
- (7) その他知事が必要と認めるもの

(連帯保証人)

第 3 条 修学資金の貸与を受けようとする者は、1 人の連帯保証人を立てなければならない。

- 2 前項に掲げる連帯保証人にあつては、一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 3 第 1 項に掲げる連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の決定)

第 4 条 知事は、第 2 条の申請があつたときは、その内容を審査し、修学資金を貸与することが適当であると認めるときは、貸与を決定するものとする。

- 2 知事は、修学資金の貸与を決定したときは、その旨を滋賀県医学生修学資金貸与決定通知書（別記様式第 6 号）により貸与決定者に通知する。

(借用証書の提出)

第 5 条 前条第 1 項の規定により修学資金の貸与の決定を受けた者は、毎年度、借用証書（別記様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

(貸与の方法)

第6条 知事は、前条の借用証書を受領した後、貸与額を知事の指定する日に交付するものとする。

(異動の届出)

第7条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名または住所を変更したとき。
- (2) 大学を退学したとき。
- (3) 大学から停学の処分を受けたとき。
- (4) 大学を休学、留学、復学または留年したとき。
- (5) 大学を卒業したとき。
- (6) 医師免許を取得したとき。
- (7) 臨床研修を開始したとき。
- (8) 臨床研修を中断または中止したとき。
- (9) 臨床研修を修了し、または専門研修を開始したとき。
- (10) 専門研修を中断または中止したとき。
- (11) 専門研修を修了したとき。
- (12) 臨床研修、専門研修または診療業務の従事場所が変わったとき。
- (13) 修学、臨床研修、専門研修もしくは診療業務の従事を継続する見込みがなくなったとき。
- (14) 診療業務に従事しなくなったとき。
- (15) 要綱第8条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (16) 連帯保証人の氏名または住所に変更があったとき。
- (17) その他重要な事項に変更があったとき、または、届け出るべき重要な事項が生じたとき。

2 連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(貸与の辞退)

第8条 修学資金の貸与を受けた者は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、滋賀県医学生修学資金貸与辞退届（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(契約の解除)

第9条 知事は、要綱第4条の規定により修学資金の貸与の契約を解除したときは、滋賀県医学生修学資金貸与契約解除通知書（別記様式第9号）により修学資金の貸与を受けた者および連帯保証人に通知する。

2 知事は、修学資金の貸与を受けた者が修学資金の貸与を受けた後に3度留年した場合（いずれも学業の成績が不良であることを理由とするものに限る。）は、要綱第4条第4号に掲げる場合に該当するものとして、修学資金の貸与の契約を解除するものとする。

(返 還)

第 10 条 要綱第 6 条第 1 項の規定により、貸与を受けた修学資金を返還しなければならない者は、同項各号のいずれかに該当する事由が生じた日から 15 日以内に滋賀県医学生修学資金返還計画書（別記様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

2 修学資金の返還および要綱第 9 条に定める延滞利子の納付は、知事の発行する納入通知書によるものとする。

(返還猶予の申請)

第 11 条 要綱第 7 条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、滋賀県医学生修学資金返還猶予申請書（別記様式第 11 号）に同条各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第 12 条 知事は、修学資金の返還の債務の履行の猶予を決定したときは滋賀県医学生修学資金返還猶予決定通知書（別記様式第 12 号）により、返還の猶予をしない旨の決定をしたときは滋賀県医学生修学資金返還猶予不承認通知書（別記様式第 13 号）により、前条の申請書提出者および連帯保証人に通知する。

(返還免除の申請)

第 13 条 要綱第 8 条第 1 項の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、滋賀県医学生修学資金返還免除申請書（別記様式第 14 号）に、同項各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(返還免除の決定)

第 14 条 知事は、修学資金の返還の免除を決定したときは滋賀県医学生修学資金返還免除決定通知書（別記様式第 15 号）により、返還の免除をしない旨の決定をしたときは滋賀県医学生修学資金返還免除不承認通知書（別記様式第 16 号）により、前条の申請書提出者および連帯保証人に通知する。

(診療業務に従事した期間の計算方法)

第 15 条 要綱第 8 条第 1 項第 1 号に規定する義務年限に算入される期間は、月ごとに判断する。

2 下記に該当した月を診療業務に従事した月とし、義務年限に算入する。

$B > A / 2$ = 診療業務に従事した月（月の半数を超えて勤務した月）

・ A（勤務すべき日数）= 各月の日数 - 勤務する県内の病院（要綱第 8 条第 1 項第 1 号の規定による病院をいう。以下同じ。）が就業規則等で定めた休日の日数

・ B（実勤務日数）= A - 疾病、負傷その他の事由により業務に従事していない日数

※疾病、負傷その他の事由により業務に従事していない日は、勤務する県内の病院が定める特別休暇の取得日や休職・休業期間のことをいい、年次有給休暇の取得日は含まない。

- 3 義務年限中、勤務する県内の病院に常時勤務している医師の一週間の所定労働時間よりも短い労働時間で勤務を行った期間がある場合は、当該期間を一週間ごとに常勤換算し、その月ごとの合計日数を用いて、診療業務に従事した月を判断する。
- 4 資金の貸与を受けた者は、前年度の勤務実績について、毎年度、知事が指定する日までに知事に報告しなければならない。

付 則

- 1 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度以後の年度が修学資金の貸与の初年度となるものに適用する。
- 2 次に掲げる細則は、廃止する。
 - (1) 滋賀県医学生修学資金貸与要綱細則（平成 19 年 9 月 1 日制定）
 - (2) 滋賀県医学生（精神科）修学資金貸与要綱細則（平成 21 年 6 月 8 日制定）
- 3 この細則の施行の際、現に旧滋賀県医学生修学資金貸与要綱細則または旧滋賀県医学生（精神科）修学資金貸与要綱細則（以下「旧各貸与要綱細則」という。）の規定に基づき修学資金の貸与を受けている者に関しては、前項の規定にかかわらず、旧各貸与要綱細則は、この細則の施行後も、なおその効力を有する。

付 則

- 1 この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に資金の貸与を受けている者およびこの細則の施行に伴い廃止した滋賀県医学生修学資金貸与要綱細則（平成 19 年 9 月 1 日制定）または滋賀県医学生（精神科）修学資金貸与要綱細則（平成 21 年 6 月 8 日）の規定に基づき修学資金の貸与を受けている者に係る診療業務に従事した期間の計算方法については、改正後の滋賀県医学生修学資金貸与要綱細則第 15 条の規定を適用する。